

私たちの願いは、昨年12月2日に新規発行が停止されてしまった従来の紙の健康保険証の新規発行を再開し、いわゆるマイナ保険証と併存・両立させるよう、国に求めているのだきたいというものです。マイナ保険証そのものをやめよ、認めない、と申しているわけではありません。

マイナ保険証一本化について、先生方にお考えいただきたいのは、大きくは二点です。

ひとつは、プライバシーなどにかかわる法的問題です。

番号法では、マイナンバーカードについて、申請主義が取られ、取得するかどうかは任意とされています。プライバシーなどの観点からカードに不安のある市民もいるので、取得を強制しないというたてつけです。また、高齢や障害などの理由で、申請行為が困難な市民への配慮という面もあります。

しかし、マイナ保険証への一本化は、国民皆保険制度の下、カードの取得を強制するものですから、任意取得の原則と矛盾します。

もうひとつは、医療現場や福祉現場の混乱や負担増という問題です。

いまだオンライン資格確認などシステムのトラブルが多く発生していて、マイナ保険証が保険資格確認の手段として確実なものとはいえず、結局は従来の保険証などによるアナログ確認も要するといった事例があり、医療機関の窓口の負担増になっています。そもそも、マイナ保険証に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院を余儀なくされた事例もあるようです。

また、これまで、入居者から保険証を預かって管理し、必要なときに職員が持ち出すという対応をしてきた高齢者や障害者の施設では、マイナ保険証はさすがに預かれないと苦心しているそうです。

ただでさえ人手不足の医療福祉現場に新たな負担を課すことは、現場のスタッフばかりでなく、利用者である患者にとってもよいことではありません。

マイナ保険証の利用が広く呼びかけられているにもかかわらず、現在の利用率は25%ほどにとどまっているという事実は、市民が、マイナ保険証一本化を望んでいないことの表れです。

地域住民の健康を守るためにも、愛知県議会におかれては、国に「従来の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書」を提出いただくよう要請します。